

障がい者就労支援事業所 各位

岐阜県セルプ支援センター所長

販売イベントへの出店事業所募集について

岐阜県セルプ支援センター事業の推進につきまして、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記の販売イベントを開催します。つきましては、出店事業所を募集しますので、希望される場合は期限までに FAX にてお申し込みくださいますよう、お願い申し上げます。

記

イベント名	SDG s まつり「じゅうろく SDG s マルシェ in 名古屋」
募集事業所数	4 事業所
販売日時	令和 5 年 11 月 2 日（木） 10：00～16：00（予定）
販売場所	十六銀行名古屋ビル 3 階会議室 （名古屋市中区錦 3 丁目 1－1）
申込期限	令和 5 年 9 月 7 日（木） 必着
備 考	・販売機は 1 事業所あたり 2 台（180 cm×45 cm）を準備します。 ・電源が必要な場合は、イベント出店申込書の特記事項にご記入ください。 ・駐車料金について、事業所様のご負担になります。 ・個包装の物のみ販売できます。（<u>その場で調理を要すものは販売不可</u>です。また<u>試食、試飲も不可</u>です。） ・食品を取り扱う場合は、販売前に賞味期限の再確認をお願いします。 ・天災等により、やむを得ず販売イベントを中止する場合があります。

◎コンプライアンス（法令遵守）について

- ・価格は、わかりやすいところに表示してください。
- ・全ての販売物には、製造物責任法（通称 PL 法）が適用されます。
- ・販売物品や食品は「食品衛生法」や「薬機法」等に反しないものであり、「食品表示法」、「家庭用品品質表示法」などの関連法を遵守してください。
- ・食品を取り扱う事業所は、販売前に賞味期限の誤記載がないか等の再確認をお願いします。

◎お申し込み方法について

『令和5年度イベント出店申込書』に必要事項を記入のうえ、申込期限までに下記の番号にFAXしてください。

FAX番号 058-275-4888

◎販売方法について

各事業所の販売員による対面販売、個別会計でお願いします。

◎利用料徴収について

当センター設置規則第5条にもとづき、販売斡旋利用料として売上金額の5%を後日請求させていただきます。

◎出店確定の連絡について

出店の可否の結果については、申込事業所すべてに連絡いたします。



※写真は「SDGsまつりじゅうろくマルシェ in 名古屋」令和4年12月開催の様子

※今年度は屋内での開催になります。

岐阜県セルフ支援センター事務局（担当：野村）

TEL：058-201-1561／FAX：058-275-4888

メール：gifu-selpshien@winc.or.jp

令和5年度イベント出店申込書

イベント名	SDG s まつり「じゅうろく SDG s マルシェ in 名古屋」					
販 売 日	令和5年11月2日（木）10：00～16：00					
事業所名	【事業所名】 【所在地】					
連 絡 先	TEL （ ） FAX （ ）（記入者名： ）					
販 売 員	合 計 _____ 名 （当日販売責任者名： ） 【内訳】①職員 _____ 名 ②利用者 _____ 名 ③その他 _____ 名 （うち車いす利用者 _____ 名）					
販 売 内 容		商品名	単価（税込）	個数	備考	
	1		@			
	2		@			
	3		@			
	4		@			
	5		@			
	6		@			
	7		@			
	8		@			
	9		@			
	10		@			
特 記 事 項						

岐阜県セルプ支援センター行き
FAX 058-275-4888